

2013年12月11日

横浜刑務所長

渡邊 恒雄 殿

横浜弁護士会

会長 仁平 信哉

要 望 書

当会は、申立人Aの人権救済申立事件について、当会人権擁護委員会において調査の結果、救済措置を講ずる必要があるとの結論に達しましたので、当会常議員会の議を経た上、貴殿に対し、下記のとおり要望します。

要望の趣旨

横浜刑務所長が、法令の根拠に基づかず、申立人に差入られ領置した現金を差入人に対して差し戻した対応は人権侵害であるから、今後このような対応を繰り返すことのないよう要望する。

要望の理由

別紙調査報告書のとおり

2013年10月15日

報告書

横浜弁護士会

会長 仁 平 信哉 殿

横浜弁護士会人権擁護委員会

委員長 佐藤昌樹

申立人Aの横浜刑務所を相手方とする人権救済申立事件について、その調査結果を報告します。

第1 処置意見

横浜刑務所長に対し、別紙要望書の主文のとおり要望する。

第2 申立の概要

平成24年4月19日ころ、差入人から申立人宛に現金5,000円（以下「本件差入金」という。）と信書（以下「本件信書」という。）の入った現金書留（以下「本件現金書留」という。）が届いた。本件差入金は、会計課職員の立会いの下、その場で申立人が受領の指印を押し、領置扱いとなった。ところが、同月23日ころ、本件信書について信書発受禁止の決定がされたことを理由に、本件差入金も差入人に差し戻された。

申立人は、本件現金書留の受領以前にも、同一の差入人から物品及び現金の差し入れを受けているが、領置後に現金が差入人に差し戻されたことはなく、また、信書発受禁止の決定がされたこともなかった。さらに、申立人が後日会計課職員に上記取扱いについて問い合わせたところ、現金と信書では取扱う部署が異なること、一旦領置された物品及び現金について、信書発受禁止の決定がされたことを理由に返還を求めるとはしないとの回答を得た。

第3 認定した事実

1 当委員会は、申立人からの聴き取り調査に加え、横浜刑務所に対する書面による照会を行い、以下の回答を得た。

(1) 本件信書について

平成24年4月17日、差入人から申立人宛に本件現金書留が届き、同日同封されていた本件信書の内容を検査した結果、申立人が差人と信書を発受することにより、矯正処遇の適切な実施に支障を生ずるおそれがあると認められたため、同月19日、信書の受信の禁止（刑事収容施設及び被収容者の処遇に関する法律（以下「法」という。）128条）を決定し、同月23日、その旨を申立人に告知した。

(2) 本件差入金について

職員が、本件現金書留を申立人の面前で開封し、本件差入金が、5,000円であることを申立人に確認させ、法47条2項に基づき領置した。

その後、申立人が差入人から金品の交付を受けることで交流すること自体により、矯正処遇の適切な実施に支障を生ずるおそれがあると判断したため、同月23日、差入人に対して引取りを求めたところ、差入人がこれに同意したため、同月26日、横浜刑務所から差入人に返送した。

本件は、事後的に再審査を行ったものではなく、審査が完了していない段階で、形式的に領置の手続を行ってしまったことから、これを是正したものである。なお、通常、事後的に矯正処遇の適切な実施に支障を生ずるおそれの有無を判断し直すことはない。

本件以前にも、同一の差入人から申立人に対する現金の差入れはあるが、現金を領置した後、差入人に引き取りを求める措置を執ったことはない。

また、横浜刑務所の運用として、差入人が受刑者に差し入れた物品について、後に差入人と受刑者との外部交通を禁止した場合においても、横浜刑務所が受刑者に交付することを許可し交付した書物を不許可として引取りを

求めることではなく、使用した現金の返還を求めることもしない。

2 以上の調査をもとに、委員会は以下の事実を認定した。

横浜刑務所は、平成24年4月19日、申立人宛に届いた本件現金書留に封入されていた本件差入金を申立人に確認させ検査し（法44条3号），領置した（法47条2項）が、同月26日、本件差入金を差入人に差し戻した。

本件以前に、同一の差入人から申立人に対する現金の差し入れについて、横浜刑務所が、差入金を領置した後、差入人に引取りを求める措置を執ったことはない。

第4 人権侵害の有無・内容についての判断

1 現金の取り扱いに関する法の規定

法は、現金を含む物品と信書の取扱いを各別の条文で規定している。これにより、信書と物品を刑事施設内に受け入れる際の「矯正処遇の適切な実施に支障を生ずるおそれ（法46条1項2号）」については、各別に判断され、相互に関連しない。

また、法は、現金の受け入れに関する矯正処遇の適切な実施に支障を生ずるおそれについては、検査（法44条3号）の際に判断することを予定している。

「逐条解説刑事収容施設法（有斐閣）」においても「本条の検査は、被収容者の私物が刑事施設内に存在するに至ったときに行われるものであり、その金品の性状・数量を確認する…とともに、法45条・46条に規定するところにより刑事施設内に受け入れる－存在させ続ける－か否かを判断するために行うことができる。したがって、既に刑事施設内に受け入れられた被収容者の私物（保管私物・領置金品）については、本条の検査を行うことはできない」と記載されている。そして、法44条の検査において法46条1項1号、2号又は4号のいずれにも該当しないとされた現金は、法47条2項にしたがって刑事施設の長に領置され、そうして領置された現金については、法49条各号の除外事由に該当しない限り被収容者にその使用が認められるものとなっている。

すなわち、現金の領置後に「矯正処遇の適切な実施に支障を生ずるおそれ」があると判明した場合であっても、それを理由に、一旦領置した現金を差入人に差し戻すことは、法律上認められていないのである。

2 人権侵害の内容

上記認定した事実によれば、横浜刑務所は、「審査が完了していない段階で、形式的に領置の手続を行ってしまったことから、これを是正した」というが、かかるは正措置は、法律上の根拠なくして行われた違法な措置である。

そして、かかる横浜刑務所の措置が、通常の差入金に対する取扱いとも異なることは横浜刑務所も認めており、また、申立人についてみても、本件以前に申立人が同一の差入人から差し入れられた現金が領置後差し戻されたという対応をとられたことはなかったのであるから、今回、申立人のみを何らの合理的理由なく不平等に取り扱うことは許されない。

申立人は、横浜刑務所による違法な措置により、一旦適法に領置され、使用が保障される状態にあった本件差入金の使用を妨げられており、さらに、本件差入金は、申立人にとって、唯一の差入人から送付されたものであって、本件差入金の使用に対する期待は非常に大きく、これを違法な措置によって妨げられたことは、適正な手続によらずに申立人の財産権を侵害した行為と認められる。

第5 相当とする措置及び結論

2 本申立、要望の趣旨のとおり、横浜刑務所が、申立人から領置した現金を本件差入人に差し戻した行為は、法令に違反し申立人の人権を侵害する行為であることから、今後繰り返すことのないよう要望することが相当と思料する。

以上